

会 員 各 位

東京地方税理士会藤沢支部
支 部 長 城田英昭
(公印省略)

第 250 回定例会結果について(報告)

令和 5 年 7 月 14 日に藤沢商工会館ミナパークにて開催された定例会は会員（会場）49 名
WEB 配信視聴 42 名が出席し、結果は次の通りです。

1. 支部長挨拶

- ・6 月 16 日 定期総会参加者（現地参加及び委任状）及び全議決可決についてお礼。
- ・新年度に入って既に実行されている各部の事業の報告。
- ・10 月 11 日 レイクウッドゴルフクラブ。
湘南八支部ゴルフ大会・懇談会は、藤沢支部が担当支部。
- ・11 月 24 日 湘南鎌倉クリスタルホテル 湘南八支部 藤沢支部が担当支部。
2 年に 1 回 湘南八支部実行委員会長 山本副支部長。
- ・税務署の内部事務のセンター化及び收受印・プレプリント納付書について、税務署から説明あり。

2. 会員異動

別紙、レジュメ参照

3. 会務報告

城田支部長より、別紙、レジュメ参照

- ・6 月の総会は 14 団体あり、12 団体の総会に出席。日程が重なってしまった 2 団体は副支部長が代理出席。その他、社労士会・支部長会・歴代支部長会・共同組合支所長会に出席。
- ・新入会員説明会 3 名の出席。
- ・本日の定例会・研修会後に朝日生命の懇談会。

4. 各部報告

総務部

- ・6 月 16 日 定期総会開催 すべての議案可決、ありがとうございました。
- ・今後は、会員名簿の作成 中間監査の準備を行う。

経理部

- ・本年度の会費の回収状況の報告 23名が未回収。

厚生部

- ・5月9日 第二回部会、開催。
- ・5月15日 協同組合春季ゴルフ大会 10名会員参加 藤沢、団体7位。
- ・7月4日 協同組合ボーリング大会 10名参加 藤沢支部、団体5位。
- ・7月13日 支部日帰り旅行 30名参加。

租税教育推進部

- ・小学生の租税教育は、6月に2校、7月に2校行い、今年度の小学校の租税教育は終了。
- ・高校生の租税教育は、今後、アレセア、日大藤沢、慶応藤沢で行う。

広報部

- ・臨時増刊号 1号は、新幹事の紹介、2号は、総会の特集号。
- ・本日の定例会で紙の臨時増刊号を30部配布の準備をしてきている。
- ・今後、9月発刊号の準備を行う。

業務相談部

- ・6月28日 公益活動サポートセンター総会参加。
- ・今後の予定は、9月の定例会後の研修は、業務対策部が担当。

研修部

- ・6月のWeb研修30名の視聴。
- ・8月・9月のWeb研修は、日税ビジネスサービスからの配信研修。
- ・本日の定例会時点で36時間研修を達成している会員は、9名。
- ・10月3日の支部主催の研修は、午後2時から3時間の研修。テーマは、相続税で講師は選定中。

綱紀監察

- ・今後の予定は、9月の定例会後の研修は、局の税理士専門管に研修を行っていただく。

協同組合

- ・上原先生・高橋先生・鈴木先生の3名が2年間幹事を務める。
- ・冊子の案内。

税政連

- ・8月2日 税政連定期総会 横浜ベイホテル東急 動員およそ15名に依頼。

5. 藤沢税務署からの連絡事項

新任白田署長挨拶

- ・ 税務支援活動のお礼。
- ・ インボイス制度 広報活動を行っていく。
- ・ 税務行政の DX に取り組んでいる。
- ・ e-Tax の一層の普及に務める。

副署長以下の挨拶

税務署の内部事務のセンター化について

- ・ 藤沢税務署・平塚税務署管轄の書類の送付先は、7月10日から申告書等の郵送先は東京国税局業務センター平塚分室へ。
- ・ 窓口提出の場合は所轄の税務署。

收受印について

- ・ 社会のデジタル化の中で、押印を見直し。今後の検討が必要。導入時期未定。現場、税理士からの意見を聞いていく。

プレプリント納付書の送付対象の見直しについて

- ・ キャッシュレス納付の推進のお礼。
- ・ 国税局から報告できる内容があり次第、報告する。

<今後の予定>

別紙、レジュメ参照

第250回定例会

令和5年7月14日(金)

I. 会員異動

正会員：315名 準会員：5名 (計 320名) 法人会員：29社

前回定例会(第249回)報告後の会員異動状況

退会	4月26日	井崎 智也		退会(厚木支部へ)
	4月27日	和田 公平		退会(業務廃止)
	5月9日	大庭 邦明		退会(横浜中央支部へ)
	5月25日	石井 孝也		退会(ご逝去)
入会	4月1日	小西 正則		入会(東京会より)
	4月3日		BASE ONE 税理士法人	入会(新規 法人設置)
	6月1日	中川 公登	税理士法人小山内・中川事務所	準会員(神奈川支部会員)
	6月21日	中重 直哉	中重孝一税理士事務所	入会(登録即入会)
	6月24日	三木 陽子		入会(戸塚支部より)

II. 会務報告

- 4/19(水) 第249回定例会・研修会(ミナパーク)
日本生命との協議会(藤沢支所VIP推進会議)
- 4/21(金) 期末会計監査及び業務監査(事務局)～
- 4/28(金) 第2回総務部会(事務局)
- 5/9(火) 第2回厚生部会(事務局)
第3回総務部会(事務局)
- 5/11(木) 第2回研修部会(事務局)
- 5/31(水) 第2回正副支部長会(事務局)
第2回幹事会(ミナパーク)
大同生命との協議会
- 6/1(木) 租税教室講師の研修(事務局)
- 6/5(水) 租税教室 藤沢市立鵜洋小学校
- 6/7(水) 第2回広報部会(事務局)
- 6/9(金) 租税教室 藤沢市立羽鳥小学校
- 6/13(火) 相続税無料相談会(ミナパーク)
- 6/16(金) 第67回定期総会(湘南鎌倉クリスタルホテル)
- 6/23(金) 本会総会
- 7/5(水) 租税教室 東海岸小学校
- 7/6(木) 第3回正副支部長会(事務局)
第3回幹事会(ミナパーク)
- 7/11(火) 相続税無料相談会(ミナパーク)10:00～
租税教室 室田小学校
- 7/13(木) 支部日帰り旅行

Ⅲ. 今後の日程

- 7/14(金) 新入会員説明会(事務局)
第250回定例会・研修会(ミナパーク) 13:30
藤沢支所VIP推進会議(朝日生命) 18:15～
- 8/8(火) 相続税無料相談会(ミナパーク) 10:00～
- 8/9(水) 第3回広報部会(事務局) 16:00～
- 9/1(金) 第4回正副支部長会(事務局) 12:30～
湘南八支部連絡協議会実行委員会(ミナパーク) 14:00～
第4回幹事会(ミナパーク) 15:30～
- 9/5(火) 第3回研修部会(事務局) 16:30～
- 9/7(木) 新入会員説明会(事務局) 11:00～
第251回定例会・研修会(ミナパーク) 13:30～
- 9/12(火) 相続税無料相談会(ミナパーク) 10:00～
- 10/11(水) 湘南八支部ゴルフ大会(レイクウッドゴルフクラブ)
- 11/8(水) 綱紀監察部・署との懇談会(ミナパーク)
- 11/16(木) 税理士事務所職員対象の綱紀保持に関する研修会(ミナパーク)
- 11/24(金) 湘南八支部連絡協議会(湘南鎌倉クリスタルホテル) 15:30～
- 12/6(水) 新入会員説明会(事務局) 11:00～
第252回定例会・研修会(ミナパーク) 13:30～

R6.6/14(金) 第68回藤沢支部定期総会(湘南鎌倉クリスタルホテル)

Ⅳ. 協同組合主要行事日程(日程は予定です。変更となる場合があります。)

- 7/19(水) 総合事業保障プラン表彰式「感謝の会」(横浜ベイホテル東急)(7/21から変更)
- 9/11(月) 第22回秋季ゴルフ大会(平塚富士見カントリークラブ)
- 10/4(水)調整中 第19回野球・ソフトボール大会(保土ヶ谷公園野球場)(予備日10/17)
- 11/7(火) 第19回テニス大会(相模原グリーンテニスクラブ)(予備日11/14)
- R6.1/18(木) 第19回囲碁大会(税理士会館8階)

書類の送付先が変わります

令和5年7月10日から「東京国税局業務センター平塚分室」において平塚税務署及び藤沢税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和5年7月10日以降、上記各税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター平塚分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛先

東京国税局業務センター平塚分室
《郵便番号》254-8534
神奈川県平塚市浅間町9番1号

ご留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、業務センターから電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。



～自分で作成した遺言書を法務局で保管！～

白筆証書遺言書 保管制度

円満で円滑な相続のために遺言書を作成しておくことが重要！

法務局で保管するメリットは…

- 手続きが簡単！
- 費用が安価！（手数料3,900円）
- 遺言書の紛失や改ざんを防止
- 家庭裁判所での遺言書の検認が不要
- 保管場所が法務局なので安心…
- 遺言者の死亡後、相続人等に遺言書が保管されていることを通知

遺言書は残された
家族へ意思を託す
最後の手紙



横浜地方法務局 湘南支局

〒251-8523 藤沢市辻堂神台2丁目2番3号

電話：0466(35)4620（代表）【音声案内4】

※ 手続きについての詳細は、法務省ホームページやお電話でご確認ください。

法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



※ 手続きには予約が必要です。

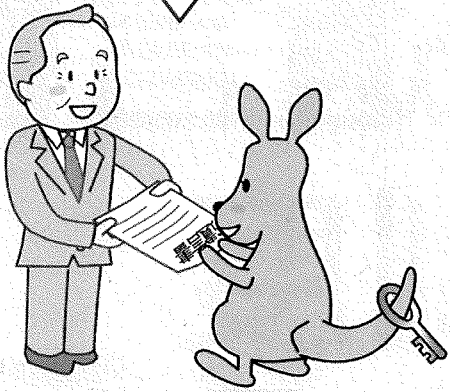
遺言書保管

検索



遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 遺言の方式について、外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談は、お受けできません。
- 死亡時に遺言書の保管の事実について、通知したい方を相続人等から1名指定できます。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書 ※
- ③ 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)



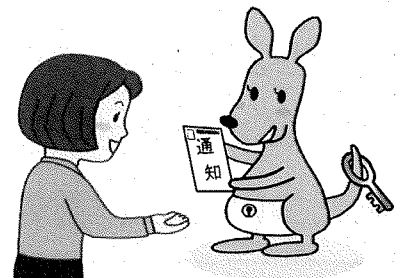
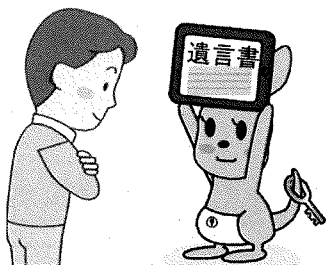
※ 申請書の様式は、法務省HP
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html
からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の相続人等の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。

相続人等のうちのどなたかが遺言書情報証明書の交付を受けたり遺言書の閲覧をした場合、その他の相続人等に遺言書が法務局において保管されていることを通知します。



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続をとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（予約制）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



あなたの相続手続を応援します！

無料！



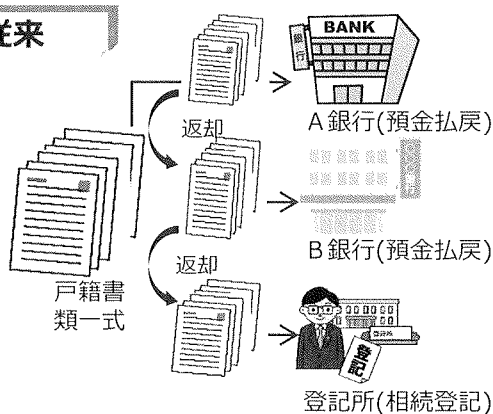
法定相続情報証明の手続について

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、銀行や税務署での相続関係手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなりました（※）。

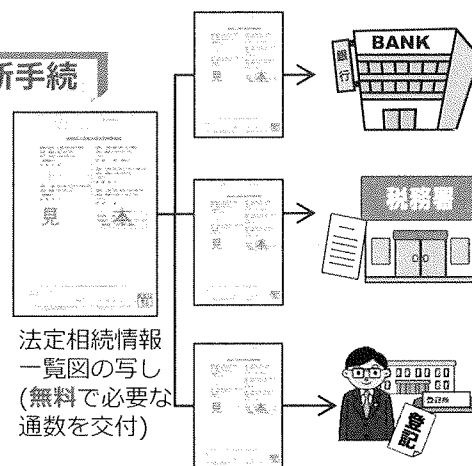
※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

新手順の概要（従来との比較）

●従来



●新手順



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・登記所へ申出



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

※手続のご案内は予約制になっていますので、最寄りの法務局へ事前にお電話での予約をお願いします。

横浜地方法務局

TEL:045-641-7461（代表）

QRコードを読み込むと管轄が表示されます→



STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	<p>✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。</p>	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
②	<p>✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票又は戸籍の附票 被相続人の住民票の除票若しくは戸籍の附票のどちらかを用意してください。</p>	住民票…被相続人の最後の住所地の市区町村役場 戸籍の附票…被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③	<p>✓ 相続人全員の戸籍謄本又は戸籍抄本 被相続人の戸除籍謄本と重複する場合は重ねて用意する必要はありません。</p>	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④	<p>✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー等、氏名と住所が記載された公的機関が発行した身分証明書のコピー（※） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し）（※） など ※それぞれ、写しをご提出される場合は申出人が原本と相違がない旨を記載し、記名してください。</p>	—	<input type="checkbox"/>

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	<p>✓ （法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合）各相続人の住所を証する公的な書面 例）・住民票記載事項証明書（住民票の写し） ・印鑑証明書 ・戸籍の附票 ※法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意です。 ※上記以外の書面については、個別に法務局にお問い合わせください。</p>	各相続人の住所地又は本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑥	<p>✓ （委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2（親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3（資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等</p>	⑥-2について、市区町村役場	<input type="checkbox"/>

STEP 2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する被相続人の死亡日における法定相続人を一覽にした図を申出人（又は代理人）が作成します。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
 最後の本籍 ○県○郡○町○番地
 出生 昭和○年○月○日
 死亡 平成28年4月1日
 （被相続人）
 法務太郎

住所 ○県○郡○町○34番地
 出生 昭和45年6月7日
 （長男）
 法務一郎（申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和47年9月5日
 （二男）
 登記 進

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
 出生 昭和50年11月27日
 （養女）
 相続 促子

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和○年○月○日
 （妻）
 法務花子

以下余白



その他の留意点2

- ✓ 続柄について、「配偶者」や「子」と記載すると相続税の申告に使用することができない場合があります。
- ✓ 戸籍に記載がある続柄はそのまま記載してください（特に「○」部分にご注意ください。）。

作成日：○年○月○日
 作成者：○○○士 ○○ ○○
 （事務所：○市○町○番地）

個人で申出する場合は、個人のご住所を記載願います。

法定相続情報一覧図の記入様式は、**法務局ホームページ** に掲載しています。



法定相続情報一覧図は、**A4縦の白い紙**に記載してください。

その他の留意点1

- ✓ 相続人の住所の記載は任意です（記載する場合は、その相続人の住民票記載事項証明書が必要です。）。
- ✓ 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- ✓ 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。
- ✓ 提出された一覧図をスキャナで読み込み、下から約5cm、右から約2cmの範囲は法務局で使用するので、記載をしないでください。

STEP 3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、STEP 1で用意した書類、STEP 2で作成した法定相続情報一覧図と併せて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-	-
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 死亡年月日	年 月 日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 被相続人との続柄	- - -		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名 連絡先 申出人との関係	- - - <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他			
必要な写しの通数・交付方法	通（ <input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送） <small>※郵送の場合、送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。</small>			
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>有の場合、不動産所在事項又は不動産番号等を以下に記載する。</small>			
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地			

上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添の通り提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。
 申出の日から3か月以内一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局 支局・出張所 宛

申出をする登記所

以下の地の不動産登記を管轄する登記所のいずれかに申出してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

添付書類の返却及び一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください（レターパックをご準備いただくことをお勧めします。）。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をご請求ください。

申出後は、登記官が提出書類の不足や誤りが無いことを確認し、一覧図の写しを交付します。

申出書は、**法務局ホームページ** に掲載しています。



よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。
※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP1に掲げる①、②、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、STEP1に掲げる④は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

受付時に書類のチェックはしてもらえますか？

受付窓口において、書類のチェックはできませんので、登記手続案内をご利用ください。

※登記手続案内は予約制となりますので、事前にお電話での予約をお願いします。

申出の手続をとる時間がありません。誰かに頼むことはできますか？

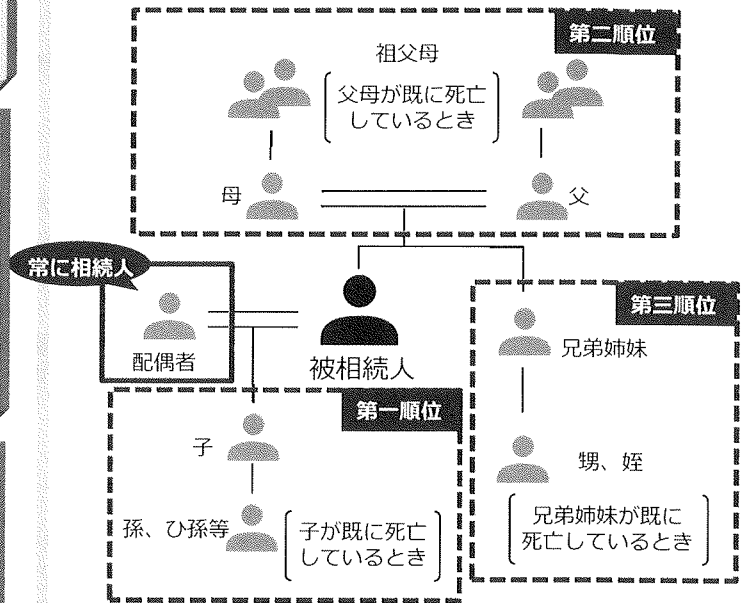
申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・ 弁護士 ・ 司法書士 ・ 土地家屋調査士 ・ 税理士
- ・ 社会保険労務士 ・ 弁理士 ・ 海事代理士 ・ 行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

再交付をすることは可能です。

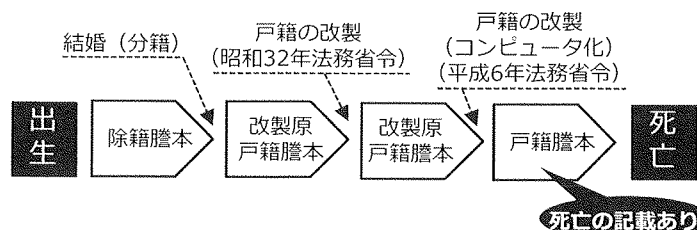
※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

※必要な書類は、STEP1の④、⑥になります。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

● 出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ



あなたの専門的知識や実務経験を求めています！ 国税審判官（特定任期付職員）の募集について

国税不服審判所では、弁護士、税理士、公認会計士などの高度の専門的知識や経験等を有する方を、国税審判官（特定任期付職員）として募集しています。

1 職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

2 応募条件

- (1) 弁護士、税理士、公認会計士又は大学の教授若しくは准教授等の職にあった経験を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
- (2) 職務を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること

※ 「国税に関する学識経験」の程度など、応募条件の詳細については、国税不服審判所ホームページの「国税審判官（特定任期付職員）募集」から「募集要項」及び「Q&A」をご参照ください。

3 採用条件等

- (1) 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用
- (2) 採用人数 15名程度
- (3) 採用日 令和6年7月10日
- (4) 任用期間 原則として3年間（希望により2年間も可・更新あり）
- (5) 勤務地 全国各地の国税不服審判所の支部（又は一部の支所）
- (6) 給与 任期付職員法に基づき支給（年収840万円から1,000万円程度を予定）

4 応募・選考

- (1) 応募期間
令和5年8月1日（火）から10月20日（金）まで（消印有効）
- (2) 応募方法
国税不服審判所ホームページに掲載している所定の履歴書に必要事項を記入の上、資格証明書の写しと併せて、下記の宛先までご送付ください。
- (3) 選考方法
書類選考及び面接試験

5 その他

- ・ 国税審判官（特定任期付職員）への応募を検討されている方に向けて、募集説明会（オンライン）を開催いたします。
- ・ その他、募集に関する詳細については、国税不服審判所ホームページの「国税審判官（特定任期付職員）募集」ページをご参照ください。



お問合わせ先（応募書類宛先）

国税不服審判所 管理室 総務係

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1（財務省本庁舎4階）

電話：03-3581-4101（代表）